主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人盛川康の上告趣意について。

所論一点は、弁護届に関する法令違反を、同二点は、主任弁護人を指定しない違法を、同三点は、結局事実誤認に基く擬律錯誤を夫々主張するに過ぎないものである。されば、刑訴四〇五条に定める適法な上告理由とは認め難い。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項に従い裁判官全員一致の 意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年四月五日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	鵉	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官